

意見書案第8号

国に私学助成の拡充を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年12月16日提出

提出者	綾瀬市議会議員	齊	藤	慶	吾
賛成者	同	井	上	賢	二
同	同	笠	間		昇
同	同	笠	間	功	治
同	同	内	山	恵	子
同	同	石	井	麻	理

国に私学助成の拡充を求める意見書

令和2年4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減した。学費滞納率は前年度を大きく下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示した。

しかし、施設整備費や授業料の負担が残っており、多子家庭では多大な負担となる状況である。「授業料実質無償化」となるよう、年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められる。

私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要で、「少人数学級」や「専任教諭増」などの実現は、早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「2分の1助成」を速やかに実現されることを求める。

どの年齢においても経済的な理由により私学での学びが阻害されることがないように、教育予算の増額によって拡充されることが強く求められる。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

綾瀬市議会議員 橘川佳彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 あて

(提案理由)

公私の学費格差をさらに改善し、私学助成の増額を求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。